

## 論文

# リチャード・フッカーと教会統治の可変性 ——イングランド国教会の時代的継続と空間的拡大——

青柳 かおり

### はじめに

リチャード・フッカー (Richard Hooker, 1554?- 1600) はエリザベス朝の代表的な国教会神学者である。彼は急進的なピューリタン神学者に対してイングランド国教会を擁護した。ピューリタンは国家に対して低い評価を与え、国家は神の言葉を委託された教会に従わなければならないとしていた。例えば、ピューリタン神学者のトマス・カートライト (Thomas Cartwright, 1535-1603) の神学は人間の理性に対して否定的であり、人間の墮落の結果、国家が必要となったという。そして、教会は国家とは本質的に無関係で、教会は神の法に従うが、国家の定める人間の法 (実定法) に束縛されることはないとする。このような、理性を強調することは誤りであるというピューリタンの主張に対して、フッカーは国教会の立場から反論したのである<sup>(1)</sup>。ピューリタンは教会の権威を聖書のみにおく聖書絶対主義をとっていたが、これに対してフッカーは権威の源泉を聖書のみに限らず、聖書、理性、伝統に分散させた<sup>(2)</sup>。彼は伝統よりも理性を尊重していた。

イングランドではエリザベス (Elizabeth, 在位 1558-1603) 政府によってイングランド国教会が再建され、女王が国教会の最高統治者という教会・国家体制を確立しようとしていた。当時はエリザベス政府を批判するカルヴァン主義への積極的な論理的根拠を提示する必要があり、フッカーはその役割を担った<sup>(3)</sup>。

彼の主著は『教会政治理法論』 (*Of the Laws of the Ecclesiastical Polity*) (全8巻) であるが<sup>(4)</sup>、そ

- (1) 八代崇『イギリス宗教改革史研究』創文社、1979年、241-244頁；八代『イングランド宗教改革史研究』聖公会出版、1993年、371頁；西原廉太『リチャード・フッカー —その神学と現代的意味—』聖公会出版、1995年、32-33頁；浜林正夫『イギリス革命の思想構造』未来社、1966年、73-77頁。
- (2) Henry McAdoo, "Richard Hooker," ed. Geoffrey Rowell, *The English Religious Tradition and the Genius of Anglicanism* (Nashville, Abingdon Press, 1992), 109-111. フッカーによれば、神の知識は様々な方法で人々に与えられており、自然の働き、聖霊の働き、聖書、伝統・習慣を通して分かち合われる。(西原、64頁。)
- (3) 八代、1979年、240頁。フッカーの国王至上論についての研究には W. J. Torrance Kirby, *Richard Hooker's Doctrine of the Royal Supremacy* (Leiden: E. J. Brill, 1990) がある。
- (4) Richard Hooker, ed. John Keble, revised by R. W. Church and F. Paget, *The Works of that Learned and Judicious*

の中で彼は次のような契約の理念を導入したという。それによれば、社会の構成員は秩序を守るため立法権を為政者に譲渡し、国家が定める実定法を遵守する契約をする。この場合、国家は人間によるものとはいえ理性法にかなっている。イングランド国民が契約によって立法権を為政者に譲渡した以上、彼らは国家の定める実定法を守らねばならず、反抗した場合は理性法、およびその法の与え主である神にも背くことになる<sup>(5)</sup>。このように彼は教会・国家体制の理論的根拠を示し、ピューリタンからの反論も少なくなったという。

ここで、フッカーの生涯について簡単に述べておきたい。彼はデヴォンシャの首都エクセターで生まれた。地元のグラマースクールで学び、1568年、オクスフォード大学コーパスクリスティ・カレッジの大学礼拝堂の書記として働き始めた。1573年、奨学生に選ばれて同カレッジで学び、1577年、修士の学位を取得後、同年フェローとなった。1582年司祭に按手され、大学ではピューリタニズムへの共感をもっていたという。1584年12月までフェローを務めたが、ロンドンの富裕な商人ジョン・チャーチマン（John Churchman）の娘と結婚してロンドンで暮らした。1585年テンプル教会の牧師に就任したが、そこには、彼のライバルとなるカルヴァン主義者ウォルター・トラヴァース（Walter Travers, 1548?-1635）がいた。彼はアントワープの長老派から接手をうけており、国教会の信仰箇条である三十九箇条（Thirty-nine Articles）に署名することを拒んでいた。彼との論争の中で、フッカーは『教会政治理論』を執筆したとって過言ではない。1591年にフッカーは転勤を願い出てテンプル教会を離れ、ソールズベリ近郊のボスコム（Boscombe）教区の主任司祭となり『教会政治理論』の執筆活動に専念したが、1600年11月に死亡する。

フッカーは理性や国家に対して批判的なピューリタンに反論したが、本稿では、『教会政治理論』において教会に関する法律をフッカーがどのように考えていたのかに注目し、イングランド国教会の特質の一面を明らかにしたい。フッカーは確かに国教会を擁護したが、教義に関する法律と教会統治に関する法律を区別し、前者は不変的であるのに対し後者は可変的であるとした。そのような柔軟性のあるフッカーの思想に、のちに時代・地域を越えてアメリカ革命期の聖職者も共感をもつのである。これまで、日本・イギリスにおけるイングランド国教会についての研究は宗教改革期の16世紀に集中しており、地域もイングランドに限定されがちであった。本稿では、フッカーの思想を

---

*Divine Mr. Richard Hooker...*, 7<sup>th</sup> ed., 3 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1888.) 著作集の第1巻にジョン・キーブルによる序文、フッカーの伝記、フッカーによる序文、『教会政治理論』1～4巻が、第2巻に『教会政治理論』5巻が、第3巻に『教会政治理論』6～8巻と説教が収められている。

このほかに Hooker, *The Folger Library Edition of the Works of Richard Hooker: Of the Laws of Ecclesiastical Polity*, 7 vols. (Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard UP, 1977-) (vol. 1, ed. Georges Edelen, 1977; vol. 2, ed. W. Speed Hill, 1977; vol. 3, ed. P. G. Stanwood, 1981) がある。第1巻に編者による序文、『教会政治理論』1～4巻が、第2巻に『教会政治理論』5巻が、第3巻に編者による序文、『教会政治理論』6～8巻が収録されている。

キーブル編集版が普及しているが、フォルジャー・ライブラリ版は、さらにキーブルが使用していなかった草稿も検討した現時点で最新のフッカーの著作集である。本稿ではキーブル編集版、フォルジャー・ライブラリ版両方を参照した。以下、*Ecclesiastical Polity* と略し、巻、章、節の順に番号を表記する。また、二つの著作集の頁数も（ ）内で示す。

(5) 詳細は八代、1979年、249, 250頁を参照。

取り込んだ18世紀後半イギリス領アメリカ植民地における聖職者の著作も検討し、このような国教会研究における問題点も克服したい。

## 第1章 『教会政治理論』における可変的な法律

### 1 『教会政治理論』について

ここでは、『教会政治理論』の複雑な出版の経緯およびフッカーの草稿の流れについて述べたい<sup>(6)</sup>。フッカーは出版社をなかなか見つけることができなかったが、1593年、ジョン・ウィンデット (John Windet) という出版業者が印刷出版業組合 (Stationer's Company) の許可書をうけて、全8巻のうち第1巻から第4巻までを出版した。そして、1597年にその4巻をあわせた分量より長い第5巻を出版した。しかし、1600年にフッカーは死亡し、彼の生前に出版されたのは第5巻までで、残りの3冊は彼の死後に別の出版社から出版される。なぜ生前に第5巻までしか出版しなかったのか、残りの3冊が死後時間が経過して出版されたのか、理由は明らかになっていない。八代氏は、第5巻を刊行した時点で、フッカー自身が第5巻までとその後の3巻で展開する国王至上をめぐる理論に矛盾を感じて、全巻刊行を見合わせたと考えている<sup>(7)</sup>。

3冊のうち、1648年に第6巻と第8巻が出版された。出版業者、つまり印刷担当のリチャード・ビショップ (Richard Bishop) と販売担当のジョン・クルック (John Crook) によれば、この2冊は6つの写しを照合したテキストをもとにしたようである。第6巻と第8巻のフッカー自筆の草稿は、アーサー主教ジェームズ・アッシャー (James Ussher, 1581-1656) とウィンチェスタ主教ランスロット・アンドルーズ (Lancelot Andrewes, 1555-1626) のもとで保存されていたという。また、読者への弁明において、第7巻は欠けており、回復する努力をしているがまだ至らないと記されていた。その後、第7巻を含む全8巻の著作集を、チャールズ2世 (Charles II, 在位 1660-85) への献辞とともに、テンプル教会付き牧師からウスタ主教に昇進したジョン・ゴードン (John Gauden, 1605-62) が編集して、1662年になって出版された。ゴードンはフッカー自筆の第7巻の原稿をテキストにしたと述べている。

1666年、その著作集に随筆家アイザック・ウォルトン (Isaac Walton, 1593-1683) によるフッカーの伝記を収録したものが出版され、18世紀前半まで何度か再版された。その後、1793年、オクスフォード大学クラレンドン出版局からロンドン主教ジョン・ランドルフ (John Randolph, 1749-1813) が編集した著作集が出版された。そして、1836年に国教会聖職者で詩人のジョン・キーブル (John Keble, 1792-1866) が編集した著作集が、1888年にはそれを改訂した第7版が出版されたのである。

さて、彼の死後発行された3冊についてであるが、第6巻は世俗の長老による統治、第7巻は主教制による統治、第8巻は君主制による統治についてをテーマとしていた<sup>(8)</sup>。フッカーの友人ウイ

(6) *DNB*; Keble, vol. 1, Editor's Preface, xxx-xxxvi; Folger, vol. 1, Publishing History: the first five books of the *Laws*, Textual Introduction: the first four books, xiii-xxxviii; Folger, vol. 3, Textual Introduction, the tree last books, xiii-lxxv.

(7) 八代, 1979年, 371頁。

(8) Folger, vol. 3, xxvi.

リアム・コウヴェル (William Covel, d. 1614) はフッカー本人から第8巻まで完成したと聞いたと記しているが、第8巻は未完の部分もあった。また、フッカー自筆の草稿やその写しは様々な人の手に渡っている上に、彼の死から出版まで時間が経過していた。

フッカーの書いた草稿がたどった経緯をみていくと、フッカーの妻も1601年に死亡し、草稿はフッカーの友人でオクスフォード大学コーパスクリスティ・カレッジ学寮長ジョン・スペンサー (John Spencer, d. 1614) へ贈られた。スペンサーは彼の同僚ヘンリ・ジャクソン (Henry Jackson, d. 1662) に草稿の写しをとらせた。スペンサーの死後、ロンドン主教ジョン・キング (John King, d. 1621) へ渡ったが、彼も死亡すると、カンタベリー大主教ジョン・アボット (John Abbot, 1562-1633) が草稿を要求した。そして、草稿は1633年までにはランベス・パレス・図書館に所蔵された。しかし、ピューリタン革命がおきると、1643年、庶民院の決議事項によって草稿はピューリタン神学者ヒュー・ピーター (Hugh Peter, or Peters, 1598-1660)<sup>(9)</sup> に与えられた。これ以上、草稿がどうなったのか追跡はできていない。

しかし、ピーターに渡る以前に、フッカーの自筆原稿やジャクソンの写しから多くの写しが作成されたことは疑いない。それらのうち、フッカーの自筆原稿やいくつかの写しを前述のアイランドのアーサー主教アッシャーが所有していた。アッシャーのチャブレンであるニコラス・バーナード (Nicholas Barnard) は、ゴードンが編集した第8巻は不完全な写しから作成されているとして、アッシャーから引き継いだ写しによって削除されている節を加えた。

さて、以上のように第6～8巻は原稿が他人の手に渡り、フッカーの死後時間が経過してから出版されたものであるが、現在、フッカー真正の書としてほぼ承認されている<sup>(10)</sup>。最新のフォルジャー・ライブラリ版の著作集も、これら3冊をフッカーの著作としている。この著作集は、最も初期の典拠の確かな文書、例えば、フッカー自身によって書かれ修正された原稿、同時代人によるそれらの写し、初版の出版物をテキストとしており<sup>(11)</sup>、キーブル編集版に代わって標準版になりつつある。そのため、本稿においても彼の死後の3冊も彼の著作と考用している。

---

(9) ピーターについての詳細は岩井淳「ピューリタン革命とヒュー・ピーター」『人文論集』(静岡大学人文学部) 49号-2、1998年、1-37頁を参照。

(10) 西原、19頁。八代氏も、本人の作である第5巻までと、彼の死後の3巻の間には文体・用語の面で差異はないといえるとしている。八代、1979年、371頁。

(11) フォルジャー・ライブラリ版で使用しているテキストは以下のようなものである。

第6巻 アッシャーが所有していたフッカーによる原稿 Trinity College, Dublin, MS 121 を使用。キーブルも同様のものを使用していた。Folger, vol. 3, xxxvi.

第7巻 1662年、ゴードンがフッカーの自筆原稿をもとに出版したという著作集を使用。アッシャーは第7巻のフッカー自筆原稿は所有していなかった。Folger, vol. 3, xxvi; xlv-l.

第8巻 10通りの原稿が存在しているが、9章構成と6章構成の2つのタイプに分けられる。フッカー自身が6章を9章に修正したのである。アッシャーが所有していたフッカー自筆の修正原稿 Trinity College, Dublin, MS 364 を使用。キーブルは Trinity College, Dublin, MS 120 を使用しているが、これは19世紀初期の写しであった。Folger, vol. 3, li-iii.

## 2 不変的な法律と可変的な法律

フッカーによれば法律には様々な種類があり、第1巻において、彼は以下のような法律を挙げた<sup>(12)</sup>。

神が神ご自身のために永久に定めた法律  
 神が神の被造物のために定めた法律  
 自然法  
 天にいる天使が従う法律  
 人間が理性の光によって自らを拘束する法律  
 人間が政治的社会によって作成した法律  
 各国民に属する法律  
 すべての信徒団体にかかわる法律  
 神が超自然的に啓示した法律

彼はこれらにさらに法律を加えなければならぬとした。それは自然法や理性法のほかに必要な法律、つまり実定法 (human and positive law) である<sup>(13)</sup>。

フッカーは法律の中で神の法律だけではなく、自然法、理性法を不変的な法律とし、実定法は可変的な法律とする<sup>(14)</sup>。彼はこの主張を何度か繰り返し、実定法は可変的であり変化するが、それ以外の法律は不変であると述べた。フッカーは単に国教会を擁護していたのではなく、教義についての法律は不変であるが、その教会統治、礼拝、聖職位階制 (order) についての法律は実定法であり変更可能であるとしている。例えば、第3巻では次のように述べている<sup>(15)</sup>。

教会の支配と政治に関する法律の可変性に言及すると、全体が廃止されたり、一部が廃止されたり、さらに追加分を増やされたりする時、それらは変化する。そこでは、法律の変化についてのこの問題は、そのような実定法のみに関係することを我々は注意すべきである。

・・・物事が、それに存在を与えた目的のために有益でなくなる時、その継続は・・・不必要になる。そして、このことについて、それがどれほどしばしば大いに善を行ったとしても、後に、時代が変化した時に、物事の古来の方針が非常に有害になったり、あまり有益でもなく必要でもなくなることを我々は無視することはできない。それゆえ、もし、法律が規定する目的が永久に必要で、法律が規定する方法がまた永久に非常に適切ならば、疑いなく、すべてのそのような法律は永遠に変化すべきではない。

(12) *Ecclesiastical Polity*, Book I, xvi. 5. (Keble, vol. 1, 281; Folger, vol. 1, 134.)

(13) *Ecclesiastical Polity*, Book I, xv. 1. (Keble, vol. 1, 272-273; Folger, vol. 1, 130.)

(14) *Ecclesiastical Polity*, Book I, xv. 1. (Keble, vol. 1, 272-273; Folger, vol. 1, 130.) 八代、1993年、372頁；八代、1979年、246-248頁。

(15) *Ecclesiastical Polity*, Book III, x, 1. (Keble, vol. 1, 384; Folger, vol. 1, 239.)

また、同様に教義は変えることができないが、教会の統治については別だとしている<sup>(16)</sup>。

キリストの福音を廃止したり革新したりすることを、もし人々や天使が試みたら、それはもつとも憎むべき呪われた冒涇になるであろう。そして、福音は人々にどのように信じるかを指導する教義だけではなく、教会の支配に関する規則も含んでいる。それゆえ、規律は「福音の一部」である。そして、神はすべての福音、規律、教義の創始者であり、それら両方が共通の目的をもつに違いない。そのため、我々は福音の教義の箇条を永久に信じることができ、規律の教えを永久に遵守しなければならない。

教義の点に言及すると、例えば、神の唯一性、三位一体の位格、キリストによる救い、キリストの復活、永遠の命、来るべき最後の審判、そのようなものは、世界に教会ができた初期の時代から最後まで信じられねばならない。しかし、統治の問題については、それらはほとんどの部分が別の性質である。新しい信仰箇条と教義を作成することを誰も合法だとは考えない。新しい統治の法律、それを・・・作成しないどのような共同体や教会があるのか？・・・「信仰の規則は唯一不動で、作り上げたり新たに作成したりすることは不可能である」とテルトゥリアヌスも述べている。外面的な秩序や政治についての法律はそうではない。・・・信仰の問題は不変であるが、反対に、行為の問題は毎日変化することをすべての人々は知っている。・・・規律と外面的政治に属する事柄に言及すると、教会は教会法、法律、教令集を作成する権威をもつこと、我々は使徒の時代においてさえそうであったことを読み取っている。(それら自体が救いに必要ではない限り) どの種類の法律が、それらが作成された後に、時代や場所の違いが要求するように変化するのだろうか。そう、規律におけるある事柄は、時代、場所、人、そのほかの環境のようなものによって変化するであろうし、そのような性質であるということを私は信じている。

そのほか、第5巻においても、以下のようにフッカーは本質的な事柄と外面的な事柄を区別している<sup>(17)</sup>。「同様に、神の礼拝における公的義務の外面的な管理のための、または、それに属する事柄のためのある形式を考案することや、その礼拝にとって最も都合の良いことを見出すことは教会組織の知恵の特質である。」「教会は、聖職位階制のための統治 (that) をある時は確立する権威を有している。それを、別の時は教会が廃止するであろう。両方の場合において、[教会は]成功する。・・・聖職位階制の問題に言及する法律は、教会の権力によって変化する。教義に関する箇条はそうではない。」

さて、イングランド国教会は、主教 (bishop)、司祭 (priest, presbyter)、執事 (deacon) の三つの

(16) *Ecclesiastical Polity*, Book III, x, 6-7. (Keble, vol. 1, 388-389. Folger, vol. 1, 243-245.)

(17) *Ecclesiastical Polity*, Book V, viii, 1, 2. (Keble, vol. 2, 33. Folger, vol. 2, 38.) [ ]は筆者の補い。

職制を含む主教制教会であり<sup>(18)</sup>、聖職者に叙任されるためには主教による按手式をうけなければならなかった。主教、司祭、執事の聖職候補者はエドワード6世 (Edward VI, 在位 1547-1552) の治世以降、聖職按手式文<sup>(19)</sup>に従って、主教による叙任をうけることになり、エリザベス治世の三十九箇条の第三六条「主教および聖職者の聖別について」(of consecration of bishops and ministers)<sup>(20)</sup>や1662年の礼拝統一法 (14 Car. II. c. 4) でもそう定められた。古代から使徒たちに始まり、その後も絶えることなく聖職候補者に対して司教 (bishop) による按手が行われてきたとされており、この使徒的継承はイングランド国教会の特徴でもある。フッカーは主教による按手を支持していたが、これは教会統治に属する事柄であり、次章でみるように彼は例外も認めていた。

## 第2章 アメリカ革命期におけるフッカーの思想

### 1 フッカーとウィリアム・ホワイト

フッカーが擁護したイングランド国教会は17世紀以降も、ピューリタン革命期の断絶をはさみながらも国家教会として継続していく。さらに、イギリスが17世紀初期から18世紀後半にかけて北アメリカおよび西インド諸島植民地を獲得していくと、国教会も宣教師を植民地へ送り布教活動を行った。このため、18世紀後半までに国教会はイングランド国内のみならず、少数派ながらもアメリカ植民地まで拡大していたのである。

ここでは、18世紀末のイギリス領北アメリカ植民地の国教会聖職者ウィリアム・ホワイト (William White, 1748-1836) の著作を取り上げる。彼はフッカーの『教会政治理論』に共感していた。教会の本質以外の面はその時代や状況によって変更可能であるというフッカーの見解は、イギリスとは状況の異なるアメリカ植民地において非常に有益であったはずである。第2章では主教による按手の問題を中心に、教会統治に関する法律の可変性について詳しく検討していきたい。アメリカ植民地において、イングランド国教会は主教制教会 (Episcopal Church) とよばれることが多かったが、独立戦争の時期、敵国であるイギリス本国と結びついていたために存続の危機におちいった。独立がほぼ確実にってから主教制教会にとって特に問題だったのは、アメリカにはイギリスから主教が一人も派遣されていなかったことである。主教には教区を監督し聖職候補者を按手する権威があったが、独立したアメリカに対して、イギリス側が主教を派遣せず、アメリカから渡ってきた主教候補者の按手も拒んだ場合、主教制教会は途絶えてしまう可能性が高かったのである。また、国王や王室への祈りを削除した礼拝や、俗人の教会運営への参加などの制度面においてもアメリカはイギリスとの違いがみられた。

(18) Richard A. Norris, "Episcopacy," ed. Stephen Sykes, John Booty and Jonathan Knight, *The Study of Anglicanism*, revised ed. (London: SPCK, 1988), 333.

(19) *The Form and Manner of Making, Ordaining, and Consecrating of Bishops, Priests, and Deacons, according to the Order of the Church of England*.

(20) 徳善義和、他訳『宗教改革著作集』第14巻、信仰告白・信仰問答、教文館、1994年、559頁；塚田理『イングランドの宗教—アングリカニズムの歴史とその特質—』教文館、2004年、521頁。

このような状況において、ホワイトは1782年夏、『熟考された合衆国の主教制教会の問題』<sup>(21)</sup> という著作を出版した。彼は当時フィラデルフィアのクライスト・チャーチ主任司祭で愛国派の立場をとっていた。その著作の表紙には、フッカーの『教会政治理論』第3巻10章7節の「新しい信仰箇条と教義を作成することを誰も合法だとは考えない。新しい統治の法律、それを・・・作成しないどのような共同体や教会があるのか？」という句が印刷されている。ホワイトは、主教制教会を再建していくためには、アメリカに適応するように教会統治を変化させることも必要だと考えており、アメリカ主教の選出方法や、イングランドの主教による按手という原則に例外もありうると述べた。

フッカーによれば、教会制度は時代や状況によって変化可能である。ホワイトは教会統治の問題に関して、フッカーを用いてアメリカ主教制教会を擁護した。彼は自分の説を展開するために、制度に妥協的な国教会聖職者、例えばバンゴール主教からウィンチェスタ主教へ昇進したベンジャミン・ホードリ (Benjamin Hoadly, 1676-1761) や、カンタベリ大主教ジョン・ホイットギフト (John Whitgift, 1530?-1604)、アッシャーの言説も用いているが、最も引用したのはフッカーの著作であり「イングランド国教会の偉大な擁護者フッカー」の思想を根拠にしていたことは確かである<sup>(22)</sup>。以下、フッカーを引用している部分を中心にホワイトの著作をみていきたい<sup>(23)</sup>。

アメリカ主教制教会に主教が不在であることは述べたが、主教は必要な存在であり、ホワイトも主教の選出方法や按手について、フッカーの言説を用いて見解を述べた。まず、主教の選出方法についてであるが、ホワイトは、聖職者と俗人の代表者が選ぶべきだと考え、「上級聖職位を選挙する権力は聖職者と俗人両方にあるべきである。イングランドでは主教は世俗の権威によって任命されている<sup>(24)</sup>。」と記している。イングランドでは宗教改革以来、有力政治家の助言をうけた国王の意向にそって聖堂参事会が推薦していた。一方、もしアメリカ主教制教会が主教を独自におくとするならば選挙で選ぶことになった。南部の植民地では俗人の教会に対する権限が強く、教区委員会が教区聖職者をほぼ決定していた。教会統治から俗人を排除することは困難で、俗人と聖職者両方の代表が主教を選ぶ民主的な方式が望ましかった。ホワイトは、牧師や主教の方が、世俗の商業や職業

---

(21) William White, *The Case of the Episcopal Churches in the United States Considered* (Philadelphia, 1782.) 以下、White, *The Case* と略記する。

(22) White, *The Case*, 9.

(23) ホワイトは三十九箇条第34条「教会の伝統について」も引用し、アメリカの主教制教会は国家教会や法的に確立された教会ではないが、外国からの支配の危険があれば同様の原理が適用されると述べている。(White, *The Case*, 7.)

第34条の内容は次のとおりである。「伝統と儀式は、どこでも同一であったりほとんど似かよっていたりする必要はない。なぜなら、伝統と儀式とはこれまで常に多様であったし、また国、時代、人々の風習の多様性に応じて変わりうるからである。ただし、なにごととも神の御言に反して定められてはならない。・・・どの特定の教会も、あるいは一国の教会も、人間の権威だけによって定められる教会の儀式あるいは礼拝様式を定め、変更し、かつ廃止する権威をもっている。ただし、全ては徳を建てるためになされるべきである。」(徳善義和、他訳、557頁; 塚田、520頁。)

(24) White, *The Case*, 10.

についている人々よりも、公の祈祷、キリスト教信仰箇条の厳粛な告白、礼拝様式などの問題に適していると考えられるが、教会における法律を考案する場合は、すべての種類の人々の知恵を役立てる時、それらの法律に形式と有効性が与えられるとしている<sup>(25)</sup>。

また、ホワイトはイングランド国教会を擁護しつつ、国教会とは制度の異なる外国のプロテスタント教会のあり方を批判してはいなかったようである。彼は、スコットランドやフランスなどの改革派教会の欠点や不完全さを嘆いており、人々は最良の支配を求めて以前の時代におかした誤りや、現在の必要性にせまられた政治に満足することを余儀なくされているのだらうと記している<sup>(26)</sup>。

## 2 聖職位階制に関する法律の可変性

アメリカの主教制教会が直面した主要な問題として、主教候補者の按手式の問題がある。アメリカ革命期、主教制派はイングランドの主教から按手をうけられないという、従来なかった事態におちいっていた。主教による按手はイギリスの法律によっても定められている。しかし、緊急の必要に迫られている場合は、その原則は変更可能なのであろうか。ただし、もしも変更可能だとしても、主教による按手をうけず、ほかの方法をとった場合、古代から継続されてきた使徒的継承や、主教のみがもつ按手を行う権威が失われるのである。

ホワイトはやむなく主教による按手以外の方法を模索し、16世紀に外国で按手をうけた牧師の事例をあげて、例外的な按手式を擁護している。「かつて、カトリック教徒メアリ女王の時代、プロテスタントはドイツやジュネーヴへ亡命し、そこで叙任をうける者もいた。このような外国で叙任をうけた聖職者は、三十九箇条に署名すればかまわなかった。メアリの時代も普通ではない緊急時であった。1662年の礼拝統一法より前は、主教によらない外国でうけた按手でもよかった<sup>(27)</sup>。」

さらにホワイトは、フッカーの見解を中心に根拠を示して自分の主張を展開している。つまり、ホワイトはアメリカに適用できるようにイングランド国教会制度の法律は変更可能であること、イングランドの主教による按手の原則に例外もあることを主張したのである。彼は、使徒的継承とは、非常に必要性のある場合にどのような脱線も許さないほど拘束力があるのか<sup>(28)</sup>、と問いかけている。また、「フッカー氏は必要な事柄と教会政治の事柄を明らかに区別していた<sup>(29)</sup>。」「彼は主教制の統治の権威を熱心に主張したが、例外も述べた。・・・もしもフッカー氏が、必要な緊急性を定義するようきかれたら、彼はこの問題となっている場合以上の緊急性を想像できたであらうか?<sup>(30)</sup>」と述べている。さらにホワイトは、我々は主教による按手式ができないのだから、司祭による按手式でもやむをえないとしている<sup>(31)</sup>。

(25) White, *The Case*, 9; *Ecclesiastical Polity*, Book VIII, vi, 11. (Keble, vol. 3, 410; Folger, vol. 3, 403.)

(26) White *The Case*, 29; *Ecclesiastical Polity*, Book III, xi, 16. (Keble, vol. 1, 409; Folger, vol. 1, 264.)

(27) White, *The Case*, 21, 22.

(28) White, *The Case*, 21.

(29) White, *The Case*, 26.

(30) White, *The Case*, 29.

(31) White, *The Case*, 30.

しかし、本来、按手を行う権威をもつのは主教のみであり、主教の次に位置する司祭はその権威をもっていないのである。フッカーは司祭を主教より格下などとは考えていなかったが、主教による按手を支持していた。司祭は神のみ言葉と sacrament を行う完全な聖職者であり、主教と司祭の役割は似ているが、主教の按手から司祭の権威は派生している。司祭に司祭としての権威を与えるのは主教による按手であり、そこに主教と司祭の違いもある<sup>(32)</sup>。彼は次のように述べている<sup>(33)</sup>。

もう一度言うが、執事 (deacon) と司祭 (presbyter) 両方を叙任する権力、ほかの人々に叙任する権力を与える権力、これはまた、常に主教 (bishop) に特有であった。下位の執事が叙任する権威があったことは今まで聞いたことがない。・・・聖職位の権力に言及すると、主教と司祭の間には違いはないと考えられる。その私見の理由は、主教と同様に司祭は教会の祈りをささげ、福音を説教し、洗礼を行い、聖餐式を執り行う権威があると人々は理解しているからである。しかし、それにもかかわらず彼ら[人々]は、彼ら[主教と司祭]がそうあるべきだとは考えていない。これらのことを行える司祭の権威は、彼を叙任する主教から派生している。そのため、両方に共通であるこれらのことにおいてさえ、一方[司祭]の権力は、あたかももう一方[主教]のランプから借りた、ある光のようなものである。

また、「ある人が下位であるなら、主教によってなされたのでない按手式は有効ではない。主教は自らの按手式を、以前にほかの主教によって同じようにうけてきた<sup>(34)</sup>。」とも記している。ホワイトは『教会政治理法論』第7巻を読んだはずであるが、このような主教による按手が有効だというフッカーの意見は引用していない。

しかし、フッカーはさらに緊急事態の場合の按手についても述べていたのである。この部分はホワイトも引用しているが、以下のようなものである<sup>(35)</sup>。

・・・緊急事態の必要性によって、教会の通常のやり方をやめざるをえない時、そうでなければ我々はそれを保持し続けたい。教会は叙任をうけた何人かの人を必要としているが、誰もいない上に、叙任をうけるべき主教を得られないところで[通常のやり方をやめざるをえない]。そのような必要性の場合、神の通常の制度はしばしば移り変わったし、変わるであろう。それゆえ、我々は、単に、例外なくすべての有効な按手式において主教を継続的に継承することによる、使徒からの直系相続を主張することはできない。これらの避けられない必要性の場合を除いて、主教以外の誰も叙任しないだろう。彼らの手を置くことによって、教会が司祭と執事両方に聖職位の権力を与えるのである。

---

(32) Norris, 336.

(33) *Ecclesiastical Polity*, Book VII, vi, 3. (Keble, vol. 3, 169; Folger, vol. 3, 171.)

(34) *Ecclesiastical Polity*, Book VII, xiv, 11. (Keble, vol. 3, 230; Folger, vol. 3, 227.)

(35) White, *The Case*, 29; *Ecclesiastical Polity*, Book VII, xiv, 11. (Keble, vol. 3, 231-232; Folger, vol. 3, 227.)

フッカーにおいて、聖職位階制についての法律は可変的であった<sup>(36)</sup>。通常では主教による按手を行わなければならないが、緊急の必要性が生じた場合にはそれ以外の方法も認められるのである。しかし、当然、すべての国教会聖職者がホワイต์やフッカーの例外的な主教候補者への按手という考えに同意したわけではない。使徒的継承を重視する聖職者はホワイต์に反対し、ニューヨークの聖職者チャールズ・イングリス (Charles Inglis, 1734-1816) は1783年6月9日付けのホワイต์への手紙で、イングランドの主教による按手が必要であると訴えた<sup>(37)</sup>。それでも、イングリスもホワイต์が危機的な状況の中でその計画を提案したことは理解していたのである。

## 結論

エリザベス朝における教会・国家体制を擁護した神学者フッカーは、『教会政治理論』において、神の法律、理性法、自然法は不変であるが、実定法のみは可変的であるとした。また、教会については教義に関する法律と教会統治に関する法律を区別し、前者は不変的であるが後者は可変的であるとした。彼は信仰にかかわる事柄と異なり、教会の統治、制度、礼拝様式などはその時代の状況によって変化することも認めたのであった。彼の著書は生前と死後に分かれて出版され、18世紀を通じて著作集は刊行され続けた。一方、時代と地域は変わるが、独立革命期のアメリカ植民地において、聖職者ホワイต์がそのような柔軟性のあるフッカーの思想に共感し、アメリカに適應するように主教制教会を再建しようとしていた。彼は1782年の著作において、フッカーの見解を引用しながら、教会統治に関して、特に主教の選出方法および主教による按手(使徒的継承)は変更可能であると主張した。フッカーは聖職者を按手する権威は主教のみがもつのが原則であると考えていたにもかかわらず、緊急時には例外もありうるとしていた。

以上、教義や信仰に関する法律ではなく、教会統治に関する法律は可変的であるというフッカーの主張および、後世におけるフッカーの思想の広がりを見てきた。国教会を擁護する立場であっても、フッカーの思想は、真に本質的ではないものは状況に応じて変化することもありうるという柔軟性をそなえていた。さらに、18世紀末のアメリカにおいてもフッカーの教会統治観が受け継がれ、

(36) 同じ国教会聖職者でも、カンタベリ大主教リチャード・バンククロフト (Richard Bancroft, 1544-1610) は主教制は不動不変であるとした。しかし、フッカーはこのような定住型教会論を否定し、教会の外面的政体はキリスト教信仰の本質にとっては無関係で、教会は状況に応じて自らを変革する自由をもっていると考えたのである。(西原, 137頁。) また、西原氏によれば、フッカーは職制 (order) は可視的実定法であるとしたという。フッカーにとって職制とは状況に呼応しながら変化するものであり、儀式、教会組織、教会行政のすべてが可視的実定法であり、変わりうるものであった。(西原, 114頁。)

アトキンソンも、フッカーはピューリタンへの反論を行ったほかの国教徒よりも、従来考えられていた以上に宗教改革の影響を強くうけていたとしている。Nigel Atkinson, *Richard Hooker and the Authority of Scripture, Tradition and Reason: Reformed Theologian of the Church of England?* (Vancouver: Regent College Publishing, 1997), 132.

(37) John Wolfe Lydekker ed., *The Life and Letters of Charles Inglis: His Ministry in America and Consecration as First Colonial Bishop, from 1759-1787* (London: S P C K, 1936), 227-228.

その後のアメリカの主教制教会に強い影響を与えたことも指摘したい。ホワイトはあまり取り上げられないことのない聖職者であるが、彼はフッカーの著作を研究し、アメリカに合わせた主教制教会を提案した。フッカーの思想は時代や地域を越えて広がる可能性をもつものである。

従来 of 国教会についての研究は時代的に 16 世紀に集中していたが、本稿でみたように、16～18 世紀における国教会の継続性は重要であり、地域的にもイングランドのみならずアメリカ植民地まで広がっていたことを強調しておきたい。

最後に、アメリカ独立後のホワイトの動きについて述べておくと、彼は各州の主教制派をまとめてアメリカ聖公会の確立に努力する。そして、総会でアメリカに適応するように制度や共通祈祷書などが変更されたのである。また、最もホワイトが苦心していたアメリカ主教候補者への按手については、イギリスからの許可がおりたため、アメリカ国内の司祭によってやむをえず主教を按手する事態は避けられた。まず 1784 年に外国人の執事と司祭の候補者のために、国王への忠誠の宣誓、国王至上の宣誓を省く法 (24 Georgii III. sess. 2. c.35) が制定された<sup>(38)</sup>。さらに 1786 年、外国人の主教候補者のために、国王への忠誠の宣誓、国王至上の宣誓、カンタベリ大主教に服従する宣誓を省く法 (26 Georgii III. c.84) が制定されるのである<sup>(39)</sup>。そして、ホワイト自身が主教候補者に選出され、1787 年ロンドンでカンタベリ大主教ジョン・ムア (John Moore, 1730-1805) によって按手され、初代ペンシルヴェニア主教に就任した<sup>(40)</sup>。

(附記) 本稿は平成 18 年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) による成果の一部である。

(あおやぎ かおり・日本学術振興会特別研究員)

---

(38) Arthur Lyon Cross, *The Anglican Episcopate and the American Colonies* (Harvard Historical Studies, 9, n. p., 1902), 261, 266; Clara Loveland, *The Critical Years: The Reconstruction of the Anglican Church in the United States of America, 1780-1789* (Greenwich, Conn.: Seabury Press, 1956), 99.

(39) Loveland, 195-196.

(40) Lydekker ed., 247. ホワイトは、ムアのほかに、ヨーク大主教ウィリアム・マーカム (William Markham, 1719-1807)、バース&ウェルズ主教チャールズ・モス (Charles Moss, 1711-1802)、ピーターバラ主教ジョン・ヒンチリフ (John Hinchliffe, 1731-93) の按手もうけた。

Richard Hooker and Church Government:  
The Re-establishment of the Anglican Church in America  
Kaori Aoyagi

Richard Hooker was a leading Anglican theologian in Elizabethan England. In his books *Of the Laws of the Ecclesiastical Polity*, it is maintained that laws of God, nature, reason, and laws concerning doctrine are unchangeable; on the other hand, law of human and positive is mutable. According to Hooker, laws of church government and order are positive and when the necessity of exigency, episcopal ordination could be changed. In the American Revolution, William White, an Episcopal Church clergy insisted that church government and order in America were changeable by developing Hooker's argument. It seems that Hooker's theory of mutable laws of church government had a significant influence on the modern American Episcopal Church.